

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）.....
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百十七号）（抄）.....

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）
- 三 エキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四・エンド・五・八・ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表三の項において「アルドリン」という。）
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七・エボキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一一・四・エンド・五・八・ジメタノナフタレン（別名デイルドリン。第七条の表四の項において「デイルドリン」という。）
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七・エボキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一・四・エンド・五・八・ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
- 七 一・一・一トリクロロ一二・二・ビス（四・クロロフェニル）エタン（別名DDT。第七条の表三の項において「DDT」という。）
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七・メタノーH・インデン及び、これらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」という。）
- 九 ビス（トリブチルスズ）オキシド
- 十 N・N'ジトリル・パラ・フェニレンジアミン、N・トリル・N'キシリル・パラ・フェニレンジアミン又はN・N'ジキシリル・パラ・フェニレンジアミン
- 十一 二・四・六・トリ・ターシヤリーブチルフェノール
- 十二 ポリクロロ一二・二・ジメチル・三・メチリデンビシンクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン）
- 十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。第七条の表九の項において「マイレックス」という。）
- 十四 二・二・二・一トリクロロ一一（二・クロロフェニル）一一（四・クロロフェニル）エタノール又は二・二・二・一トリクロロ一一・一

一ビス（四—クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）

十五 ヘキサクロロブタ一一・三—ジエン

十六 二—（二H—一・二・三—ベンゾトリアゾール—二—イル）—四・六—ジ—タ—シヤリ—ブチルフェノール

十七 ペルフルオロ（オクタン—一—スルホン酸）（別名PFO_S。以下「PFO_S」という。）又はその塩

十八 ペルフルオロ（オクタン—一—スルホニル）＝フルオリド（別名PFO_{SF}）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十 r—一・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十一 r—一・t—二・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十二 r—一・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十三 デカクロロペンタシクロ〔五・三・○・○・○・○〕^{一・八}_{三・九}^{四・八} デカン—五—オン（別名クロルデコン）

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表十二の項において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

二十九 六・七・八・九・十・十一—ヘキサクロロ—一・五・五a・六・九・九a—ヘキサヒドロ—六・九—メタノ—一・四・三—ベンゾジオキサチエピン＝三—オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）

三十 ヘキサブロモシクロドデカン

三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）

三十三 一・一—オキシビス（二・三・四・五・六—ベンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」という。）

三十四 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。次号において同じ。）又はこれらの塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

三十五 ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）

イ 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八—ヘプタデカフルオロ—八—ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチルヨージド。以下「ペルフルオロオクチルヨージド」という。）

ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデカン—一—オール（別名八・二フルオロテロマーアルコール。以下「八・二フルオロテロマーアルコール」という。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するベンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

三十六 ペルフルオロ（ヘキサン—一スルホン酸）（別名PFH_xS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFH_xS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の意見を聴くものとする。

（第二種特定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 トリクロロエチレン

二 テトラクロロエチレン

三 四塩化炭素

四 トリフェニルスズ＝N・N—ジメチルジチオカルバマート

五 トリフェニルスズ＝フルオリド

六 トリフェニルスズ＝アセタート

七 トリフェニルスズ＝クロリド

八 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド

九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）

十 トリフェニルスズ＝クロロアセタート

十一 トリブチルスズ＝メタクリラート

十二 ビス（トリブチルスズ）＝スマラート

十三 トリブチルスズ＝フルオリド

十四 ビス（トリブチルスズ）＝二・三ジブロモスクシナート

十五 トリブチルスズ＝アセタート

十六 トリブチルスズ＝ラウラート

十七 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート

十八 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）

十九 トリブチルスズ＝スルファマート

二十 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート

二十一 トリブチルスズ＝クロリド

二十二 トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）

二十三 トリブチルスズ＝一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a－デカヒドロ－七－イソプロピル－一・四a－ジメチル－一－フェ

ナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規

化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

- 2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。
- 3 法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

(審査の特例等の対象となる場合)

- 4 第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。
- 5 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

(一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

- 6 第五条 法第八条第一項第二号(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める数量は、一トンとする。
- 7 (優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

- 8 第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

- 9 第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 三 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。)	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
三 アルドリン及びDD	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤

				T
四 デ イ ル ド リ ン			二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	
五 ク ロ ル デ ン 類		二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)	一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤	
六 ビ ス (ト リ ブ チ ル ス	七 N ・ N ' ジ トリ ル ー オ キ シ ド	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ 三 漁網	三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板	
八 二 ・ 四 ・ 六 ・ ト リ ー タ シ ヤ リ ー ブ チ ル フ エ ノ ール	九 マ イ レ ツ ク ス	N ' キ シリ ル ー バラ ー フェ ニ レ ン ジ ア ミ ン 、 N ' ジ トリ ル ー バラ ー フェ ニ レ ン ジ ア ミ ン	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム	
十 二 — (二 H — 一 ・ 二	一 化 粧 板	一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。) 二 潤滑油		

十一 PFOs又はその 塩	ニー（ベンゾトリアゾール）二（二イソブチルエノール）四（ジメチルフェノール）六（ジターシヤリ）八（ヘルメット）十（ラジエータグリル）十二（接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料）十三（塗料及び印刷用インキ）十五（ラジエータグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。））十六（照明カバー）十七（保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム）十八（防臭剤）十九（ワックス）二十（サーフボード）二十一（インキリボン）二十二（印画紙）二十三（ボタン）二十四（管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。））
十二 印画紙	一（航空機用の作動油）二（糸を紡ぐために使用する油剤）三（金属の加工に使用するエッチング剤）四（圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤）五（メツキ用の表面処理剤及びその調製添加剤）六（半導体の製造に使用する反射防止剤）七（半導体用のレジスト）八（研磨剤）九（消防器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤）十（防虫剤（しきあり又はありの防除に用いられるものに限る。））十一（業務用写真フィルム）十二（）

十二 テトラブロモジフ エニルエーテル	一 塗料			
十三 ペンタブロモジフ エニルエーテル	二 接着剤			
十四 ヘキサブロモジフ ロドデカン	一 塗料			
十五 ペンタクロロフェ ノール又はその塩若し くはエステル	一 防炎性能を与えるための処理をした生地 二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 発泡ポリスチレンビーズ 四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン			
十六 ポリ塩化直鎖パラ フィン(炭素数が十から 十三までのものであ つて、塩素の含有量が 全重量の四十八ペー ントを超えるものに限 る。)	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑剤 四 塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。) 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 皮革用の加脂剤			
十七 デカブロモジフエ ニルエーテル	一 防炎性能を与えるための処理をした生地 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 三 接着剤及びシーリング用の充填料 四 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 五 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン 六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり			

二十一 P F H x S 若しく はその異性体又はこれ らの塩	十九 タン酸関連物質	十九 ペルフルオロオク												
一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした生地	一 はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び纖維保護剤	一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした衣服	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	二 消泡剤	
二 金属の加工に使用するエッチング剤	三 メック用の表面処理剤及びその調製添加剤	四 半導体の製造に使用するエッチング剤												
一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした生地	一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした衣服	一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした床敷物	二 床用ワックス	三 光ファイバー及びそのコーティング剤	四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	五 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	六 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした衣服	七 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした床敷物	八 床用ワックス	九 トナー	十 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした衣服	十一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした床敷物	十二 床用ワックス	十三 業務用写真フィルム
一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙	二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地	三 洗浄剤	四 半導体の製造に使用する反射防止剤	五 塗料及びワニス	六 はつ水剤及びはつ油剤	七 接着剤及びシーリング用の充填料	八 消防器、消防器用消火薬剤及び泡消防器用消火薬剤	九 消防器、消防器用消火薬剤及び泡消防器用消火薬剤	十 トナー	十一 はつ水性能又ははつ油性能を 与えるための処理をした衣服	十二 床用ワックス	十三 業務用写真フィルム	十四 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙	十五 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地

五 半導体の製造に使用する反射防止剤
 六 半導体用のレジスト
 七 はつ水剤、はつ油剤及び纖維保護剤
 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
 九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第八条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)

第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化学物質	製品
一 トリクロロエチレン	一 接着剤（動植物系のものを除く。） 二 塗料（水系塗料を除く。） 三 金属加工油 四 洗浄剤
二 テトラクロロエチレン	一 加硫剤 二 接着剤（動植物系のものを除く。） 三 塗料（水系塗料を除く。） 四 洗浄剤
三 トリブチルスズ化合物	五 繊維製品用仕上加工剤
四 防腐剤及びかび防止剤	一 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）

(手数料)

第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報

通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金	額	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者		二十二万六百円	二十一万三千七百円
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者		十二万五千七百円	十一万七千二百円
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百円		三万九千九百円

（審議会等で政令で定めるもの）

第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	第一種特定化学物質
用途	

令和七年十二月三日

八・二フルオロテロマーアルコール

令和十八年十二月三十一日	ペルフルオロオクチルヨージド	医薬品の製造に使用する一一ブロモ一一一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八・八一ヘプタデカフルオロオクタン（別名ペルフルオロオクチルブロミド）の製造
--------------	----------------	--

4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
PFO _S 又はその塩	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤
PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤
PFH _x S若しくはその異性体又はこれらの塩	消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

穿刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一（一）（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十・ヘプタデカフルオロデシル）オキシ」プロパン一一イル＝メタクリラートの製造

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第三項に規定する特定毒物
- 二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）

（略）

3 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 繙続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 繙続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

（略）

4

5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

(製造数量等の届出)

第九条 優先評価化学物質（第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。）を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質」として、毎年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため優先評価化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一の優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量（当該優先評価化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量）が政令で定める数量に満たないとき。

2 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(技術上の指針の公表等)

第三十六条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためによるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

2 (略)

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)